

日豪EPA交渉に関する意見書

我が国政府は、日豪両国政府の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受け、昨年12月12日の首脳会談で、日豪EPA（経済連携協定）交渉の開始に合意しました。

我が国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも我が国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態です。このため、豪州との交渉では、農産物の取扱いが焦点となるのは必至であり、その取扱い如何によっては、我が国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念があります。

このような状況の中、自由民主党や衆参農林水産委員会においては、日豪EPAの交渉にあたっては、政府に対して毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択されました。

こうした状況をふまえ、政府においては、豪州との交渉にあたり、以下の事項が確保されるよう断固とした対応を強く要望します。

記

（1）重要品目に対する例外措置の確保

我が国農業は、戦後農政の大転換を決定し、平成19年度からの実施に向け、現在、農家及び生産現場は担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、我が国は、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころか低下を招き、我が国農業を崩壊させることにつながるものである。EPA交渉においては、これから的重要品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

（2）WTO農業交渉に対する我が国に基づいた対応の確保

これまで我が国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよ

う交渉すること。

(3) 交渉如何によつては交渉を中断するなど厳しい判断を持つて交渉に臨むこと
豪州とのEPA交渉にあたつては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、
豪州側が我が国的重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続
について中断も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月27日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣